

加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号)に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市ごみステーション整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会等 次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 一定の地区において、自主的に個人又は世帯を構成主体として組織され共通目標を有する団体で、ごみステーションを管理しているもの

イ マンション等の集合住宅の居住者を構成員とした、建物・敷地を維持管理する団体

ウ ア、イで定めるもののほか、地域住民を構成員としたごみステーションを管理している団体

(2) ごみステーション 市が収集するごみの集積所で、町内会等の構成員が使用かつ管理する集積場をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率は別表第1に掲げるとおりとする。ただし、加古川市からこの要綱に基づく補助金及び既に廃止となった同様の要綱(別表第2)に基づく補助金を過去に受けたごみステーションについては、当該補助金の額を確定した日から起算して、別表第1の補助対象事業(1)～(3)は5年の間、(4)は1年の間は補助金交付の対象としない。また、本補助金以外の加古川市の補助を受けて実施する事業については、補助金交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業ごとに別表第1に基づいて算出した額とし、予算の範囲内で定める。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等の代表者(以下「申請者」という。)は、ごみステーション整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書、収支予算書、見積書及び事業施行前の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、ごみステーション整備事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、その旨申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(完了報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該事業完了後、ごみステーション整備事業完了届出書(様式第3号)に収支決算書、事業にかかる領収書の写し及び事業完了後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定するごみステーション整備事業完了届出書を受理したときは、当該届出に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、ごみステーション整備事業補助金確定通知書(様式第4号)により、その旨補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかにごみステーション整備事業補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付の決定の内容を変更し又は既に補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な方法により、補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 2 市長は、取消及び返還命令をするときは、ごみステーション整備事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第6号)により通知する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条及び第4条関係)

補助金の種類	性質	事業補助																
	目的	ごみステーションの整備や修繕を行うことにより、地域の環境美化を推進する。																
補助金の範囲	対象となる者	町内会等																
	対象となる経費	<p>【補助対象事業】 (1)ごみステーションを一か所に統合、整備に係る事業費 (2)ごみステーションの新設、改修に係る事業費 (3)啓発用等看板の設置、整備に係る事業費 (4)消耗品・備品の購入費(単価 30,000 円(税込)未満の物とする。)</p> <p>(1)～(3)の事業費とは以下のものをいう。 ・ごみステーション内の構築物(フェンス、囲い、倉庫、立て看板等)の設置費用(既存の物の撤去費用を含む。) ・修繕に係る費用 ・構築物の製造にかかる費用 ・地面の舗装等にかかる費用 ・資材の購入費用</p> <p>(4)の購入費とは以下のものをいう。 ・ネット、ごみ箱、清掃用具等ごみステーションに設置する消耗品・備品の購入に係る費用</p> <p>(1)は関連するごみステーションすべてで1事業とする。 (2)～(4)はごみステーションごとに1事業とする。</p>	<p>【対象外となる経費】 ・用地取得費 ・給排水工事 ・賃借料等</p>															
補助金の補助率及び上限額	補助対象事業(1)～(4)について補助率及び上限は下記のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="290 1344 1085 1534"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助率</th> <th>上 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>1/2</td> <td>280,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>1/3</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>1/3</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>1/3</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p>			補助対象事業	補助率	上 限	(1)	1/2	280,000 円	(2)	1/3	140,000 円	(3)	1/3	140,000 円	(4)	1/3	50,000 円
補助対象事業	補助率	上 限																
(1)	1/2	280,000 円																
(2)	1/3	140,000 円																
(3)	1/3	140,000 円																
(4)	1/3	50,000 円																

別表第2 (第3条関係)

名 称	施行日	廃止日
平成31年度加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱	平成31年 4月1日	令和2年 3月31日
加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱	令和2年 4月1日	令和5年 3月31日
加古川市ごみステーション整備事業補助金交付要綱	令和5年 4月1日	令和8年 3月31日